

令和 7 年 4 月 25 日

令和 7 年度第 1 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年4月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時30分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第5号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和6年度地区座談会の開催状況について

協議（1） 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

2) 企画

協議（1） 令和7年度一日女性農業委員会の開催について

3) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和6年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和7年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席農業委員(25名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

9 番 齋 藤 真理子 委員

10 番 菅 原 清 一 委員

12 番 下 山 信 行 委員

14 番 只 埜 和 臣 委員

16 番 佐 藤 裕 之 委員

18 番 佐々木 俊 通 委員

20 番 中 森 昭 悦 委員

22 番 菅 原 まり子 委員

24 番 中 條 泰 洋 委員

26 番 佐々木 政 直 委員

11 番 佐々木 正 彦 委員

13 番 高 橋 英理子 委員

15 番 鈴 木 至 委員

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

19 番 佐々木 大 委員

21 番 中 鉢 守 委員

23 番 今 野 久 男 委員

25 番 熊 谷 安 正 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

5 番 高 橋 秀 一 委員

25 番 鈴 木 要 委員

6 番 渡 邊 正 彦 委員

7. 欠席委員(1名)

4 番 中 本 奈 美 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局長補佐 星 充 浩

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主事 松 木 かおり

主事 鈴 木 聖 己

再任主査 相 澤 勝 博

主事 佐 野 敏 光

事務局次長 三 浦 伸 一

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 湯 山 栄 大

主事 門 脇 啓 太

主事 千 葉 浩 汰

主査 加 藤 邦 彦

主事 及 川 隆 司

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、本日ご来賓としてご臨席いただいております大崎市長伊藤康志様より、ご祝辞を頂戴したいと存じます。大崎市長伊藤康志様、よろしく願いいたします。

副市長（吉田祐幸副市長）

〔祝辞〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

誠にありがとうございました。

なお、吉田副市長におかれましては、このあと、別の公務がございますので、ここで退席となります。

吉田副市長、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

〔吉田祐幸副市長 退席〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、次第の3議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、4番中本奈美委員であります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第1回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、事務局長から紹介をお願いします。

事務局長（竹内満博事務局長）

〔職員異動について紹介〕

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の5議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番佐々木大委員、20番中森昭悦委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦伸一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

報告4番号1についてお伺いいたします。返戻理由について、地中障害により杭が入らないためとありますが、説明をお願いします。

事務局（湯山主幹兼係長）

載荷試験を行い、地中障害と承ったが、実際、どのような地中障害なのか確認をしておりません。地中障害と記載がありますが、地中の岩盤が硬いのか、もしくは柔らかくて杭が定まらないのかまでは確認をしていない状況になります。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。今回は返戻として農地に戻るが，耕作できる状態なのではないでしょうか。

事務局（湯山主幹兼係長）

農地としては使える状態ですが，後ほどご審議いただきます転用の方で出てくる案件となっております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 1 から 24 までの 24 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 1 号番号 1 から 24 までの 24 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 2 についてお伺いします。申請事由として新規参入とあるが，新規就農との違いについて，説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

農林水産省の調査では，新規参入者の定義として，自家消費のみであっても，経営耕作面積が 30 アール以上，野菜作付面積が 15 アール以上であれば農業経営の開始に該当することになっております。今後，この定義に該当する場合は，新

規参入という記載の方法になりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第1号番号1から24までの24か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第1号番号1から24までの24か件について許可と決定いたします。

次に，議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号1から2までの2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願いいたします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

4月24日木曜日午前9時から，農業委員3番委員，5番委員，7番委員，推進委員5番委員，6番委員，25番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号1の報告を7番委員お願いします。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号1を報告いたします。転用目的は，住宅の一部と進入路としての利用です。申請地周辺の状況は，住宅に囲まれた一角で，申請地の管理状況は除草管理がされていました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の第1種農地ですが，居住者の日常生活に必要な施設で，集落に接続して設置されたものであるため，

不許可の例外規定に該当します。雨水はU字溝に流すため、周辺農地への影響はないと判断されます。

なお、現地を確認したところ、住宅は昭和30年に登記され、自宅進入路はアスファルト舗装されており、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号2の報告を3番委員お願いします。

3番委員（布塚幸子委員）

番号2を報告いたします。転用目的は、物置及び駐車場4台分としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は砂利が敷いてあり、農業用機械が数台置いてありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、周辺農地への影響はないと判断されます。

なお、現地を調査したところ、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第2号番号1から2までの2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（菅原まり子委員）

今回の位置図はなぜ、航空写真を利用したのでしょうか。現地調査をされた方はわかると思いますが、住宅地図の方がわかりやすいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

今年度から、周辺の状況等については航空写真の方がわかりやすいと考え、活用させていただきました。今後は、目標物をわかるような形で次回以降作成いたします。

議長（佐々木政直会長）

22番委員、よろしいでしょうか。

22番（菅原まり子委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 2 についてお伺いいたします。既に砂利が敷いてあり、農業用機械が置いてあるという管理状況の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらは申請者が 5 年位前、畑へ砂利を敷いて駐車場として利用しており、当時は農地法に該当する場所としての認識がなかったものであり、今回、物置を建てることに併せて申請をされました。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18 番委員。

18 番委員（佐々木俊通委員）

番号 2 について、申請人に連絡をしたところ、申請人の父親が亡くなってから砂利を敷いたと説明がありました。状況から無断転用に変わらないので、始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

砂利を敷いていたのが申請人ということから、今回は申請人から始末書の提出が必要かと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

議案第 2 号番号 2 について、そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、申請人から始末書の提出を求めることで異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号1についてお伺いします。無断転用ということですが、詳しい説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

建物としては、母屋は昭和50年位、付属屋は昭和30年位から建っている状況になります。土地につきましては、令和5年に申請人が相続をした際、調査をしたところ、そのような形で使用されていました。自宅を建てたのは既に他界をした申請人の父親で、調査をしたところ、住宅の一部12㎡がはみ出していたことがわかりました。また、進入路につきましては、現在はアスファルト舗装となっておりますが、自宅を建てたときから使用していることになります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

住宅への進入路は、亡くなられた父親がアスファルト舗装を整備したことでよろしいですか。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい。

2番（小野寺正晃委員）

転用した本人は既に他界されているので、今回は申請人から顛末書の提出を求めることが妥当かと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

議案第2号番号1について、そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、申請人から顛末書の提出を求めることで異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 2 号番号 1 については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、また、議案第 2 号番号 2 については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 2 号番号 1 については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、また、議案第 2 号番号 2 については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 1 から 5 までの 5 か件のうち、番号 3 の 1 か件は、議案第 4 号番号 5 の 1 か件と関連することから、この 1 か件を議案第 4 号と合わせて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 3 号番号 1 と 2、4 と 5 の 4 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いいたします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について番号 1 から 5 までの 5 か件のうち 4 か件の現地調査の報告をいたします。番号 1 を 25 番推進委員お願いします。

25 番（鈴木要推進委員）

番号 1 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 142 枚の設置です。申請地周辺の状況は、県道 242 号線に接しており、東西側は山林、南北側は草地

に囲まれた農地でした。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種で、雨水は自然浸透により対応可能であり周辺農地への影響はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号2を5番委員お願いします。

5 番（白川知則委員）

番号2を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル1,280枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は除草管理がされていました。農地区分は、おおむね500m以内に東大崎駅があり、第2種農地となり、雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響は農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号4を5番推進委員お願いします。

5 番（高橋秀一推進委員）

番号4を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル144枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と道路に囲まれていました。申請地の管理状況は牧草が植えてありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地に対する影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号5を5番委員お願いします。

5 番（白川知則委員）

番号5を報告いたします。報告事項4番と関連する内容であり、転用目的は、太陽光パネル164枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角でした。申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第3号番号1と2、4と5の4か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号5についてお伺いします。許可書が返戻された理由が、太陽光パネル設置で杭が入らないのに再度、太陽光パネルの設置をすることについて、詳しい説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

今回申請している事業者も違う事業者から、返戻があった場所であることを承知をしている状況です。事務局としても、その詳細については、地権者等に十分確認をして、事業を進めてくださいと申し添えております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

今回、杭が打てず、太陽光パネルの架台支柱が設置できなかった場所に、設置できる工法をもって再度、太陽光パネルを設置することになるので、どのような設置工法があるのか、詳しい説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい。技術的なところまでは伺っていませんが、各社それぞれ、杭を打ち込む載荷試験をされると思うので、その試験データにより、太陽光パネルの設置工法を考えることになると思います。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

私の地元で遊休農地化しているところで、車道よりは少し高い位置に太陽光パネルが設置され、近くには、ほかに営農型太陽光を設置しているところもあり、今後も、太陽光パネルの設置場所になり得る地域ではあります。ただ、地盤が緩

い土地に太陽光パネルを設置すると、近くの農地への土砂崩れが懸念されます。再度、太陽光パネルを設置する工法をしっかりと調べて、報告をいただかないと納得できません。住人が農作業でトラクターや機械を運転していた場所なので、ほかに情報は無いでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

事業者は、実際に設計上の計算があり、太陽光パネルの設置ができる状況にならないければ設置はいたしません。そのほか、この土地の隣は少し高い場所になっており、この場所自体は、位置図 10 ページの北側に見える道路と同じ高さの場所でした。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 3 号番号 1 と 2、4 と 5 の 4 か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 3 号番号 1 と 2、4 と 5 の 4 か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

次に議案第 4 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 1 から 5 までの 5 か件と、番号 5 の 1 か件と関連する議案第 3 号番号 3 の 1 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします

す。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

それでは、農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について現地調査の報告をいたします。番号 5 と議案第 3 号番号 3 について、6 番推進委員報告をお願いします。

6 番（渡邊正彦推進委員）

番号 5 と議案第 3 号番号 3 について、報告いたします。転用目的は、集合住宅 2 棟の新築、駐車場 10 台の整備です。申請地周辺の状況は、住宅地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は除草管理されていました。都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは番号 1 から 5 までの 5 か件と、番号 5 の 1 か件と関連する議案第 3 号番号 3 の 1 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、番号 1 から 5 までの 5 か件と、番号 5 の 1 か件と関連する議案第 3 号番号 3 の 1 か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 1 から 5 までの 5 か件と、番号 5 の 1 か件と関連する議案第 3 号番号 3 の 1 か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 1 から 102 までの 102 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 5 号、番号 1 から 8 までの 8 か件については、 番委員が関係する案件であります。この 8 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号1から8までの8か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第5号番号1から8までの8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第5号番号1から8までの8か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号1から8までの8か件について承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第5号番号9から102までの94か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

昨今の米価の上がり具合から土地の買取り価格が上がっていると思うので、公益社団法人みやぎ農業振興公社、農業委員会になるかはわかりませんが、データ収集をしてほしいというお願いとなります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

データがまとまり次第、委員の皆様へ報告します。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 5 号
番号 9 から 102 までの 94 か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 5 号番号 9 から 102 までの 94 か件について承認し，公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで 1 審議事項を終了いたします。

続いて，次第の 9 協議事項に入ります。初めに，農政の報告 1 「令和 6 年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。16 番委員。

16 番（佐藤裕之委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま，担当委員より説明がありましたが，何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか，ございませんか。なければ，農政の報告 1 「令和 6 年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

次に，農政の協議（1）「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」農政委員長より説明願います。24 番委員。

24 番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま，農政委員長より説明がありましたが，何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の協議（１）「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（１）「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」は原案のとおり決定いたします。

次に、企画の協議１「令和７年度一日女性農業委員会の開催について」企画広報委員長に説明願います。21番委員。

21番（中鉢守企画広報委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、企画広報委員長より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守企画広報委員長）

事務局から補足説明をお願いします。

事務局（石垣主幹兼係長）

一日女性農業委員会の講師の件になります。企画広報委員会で提案があり、岩出山のよっちゃん農場の方に依頼する計画で進めております。

当日のお弁当についても、併せて対応できないかということで、現在調整中があります。以上となります。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これに関連して何か質問等ございませんか。なければ、企画の協議１「令和７年度一日女性農業委員会の開催について」は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議１「令和７年度一日女性農業委員会の開催について」は原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項３）「大崎市農業委員会事業」の報告（１）「令和６年度大崎市農業委員会事業報告について」、「農業委員会の所掌事務について」の報告を行います。報告第１号から第５号までの５か件を一括して報告いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、５か件を一括して報告いたします。

初めに、報告第１号「農業委員会運営活動について」、熊谷会長職務代理者に報告願います。

25 番（熊谷安正会長職務代理者）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第２号「定例総会（農地関係）所掌事項の処理状況について」、佐々木農地委員長に報告願います。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第３号「農地流動化促進について」、佐々木農地委員長に報告願います。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第４号「定例総会（農政・企画広報関係）所掌事項の処理状況について」、定例総会（農政関係）は中條農政委員長より、また、定例総会（企画広報関係）は、中鉢企画広報委員長に報告願います。

20 番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

21 番（中鉢守企画広報委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第5号「農業者年金事業について」、中條農政委員長に報告願います。

24 番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、報告第1号から第5号までそれぞれ報告いたしましたが、ご質問ありませんか。質問がないようですので、以上をもって報告（1）「令和6年度大崎市農業委員会事業報告について」を終わります。

次に、協議（1）「令和7年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」、役員より説明します。「第1基本方針及び第2事業計画の1．農業委員会の運営」を熊谷会長職務代理者に説明願います。

25 番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

「第2事業計画の2．農地対策」を、佐々木農地委員長に報告願います。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

「第2事業計画の3．農政・農業振興事業」を、中條農政委員長に報告願います。

24 番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、「令和7年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」、役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑なしと認めます。それでは、協議（1）「令和7年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、協議（１）「令和７年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」を原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

以上をもちまして、令和７年度第１回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後３時３０分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 大

委 員 中 森 昭 悦